

たつの市議会基本条例 逐条解説

(令和5年4月1日)



たつの市イメージキャラクター「あかとんぼくん」「あかねちゃん」

た つ の 市 議 会

目次

たつの市議会基本条例逐条解説

前文	1
第1章 総則	
第1条	3
第2条	3
第2章 議会及び議員の活動原則	
第3条	4
第4条	4
第5条	5
第3章 市民と議会の関係	
第6条	6
第7条	7
第4章 議会と行政の関係	
第8条	8
第9条	8
第10条	9
第11条	9
第5章 議員間討議による合意形成	
第12条	12
第6章 委員会	
第13条	13
第7章 議会及び議会事務局の体制整備	
第14条	14
第15条	14
第16条	14
第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇	
第17条	15
第18条	15
第19条	16
第20条	17
第9章 最高規範と条例の見直し	
第21条	19
第22条	19
附則	19

前文^{※1}

地方分権一括法^{※2}による地方分権の進展により、地方自治体は自主的な決定と責任が一層求められている。

このため、市民から直接選挙により選出された議員で構成された議会は、同じく選挙で選出された市長とともに、二元代表制^{※3}の一翼を担う存在として、相互に適度な緊張関係を保ちながら、議会としての権能を発揮するため議会改革を進めるとともに、市民の意思を的確に捉え、分権時代にふさわしい議会を目指さなければならない。

また、独任制の執行機関である市長に対して、議会は合議制の議事機関であるという異なる特性を活かしながら、市民への積極的な議会情報の公開と十分な議員間討議^{※4}を通して、市民に対する説明責任、議決責任を果たすとともに、議会諸活動への市民参加を推進し、信頼される議会運営に取り組まなければならない。

ここに、たつの市議会は、その基本理念、基本方針等を定め、議会と市民及び執行機関の関係を明らかにし、使命を達成するため、本市議会の最高規範として、この条例を制定する。

【解説】

議会は、地方自治における二元代表制の一翼を担っていて、合議制の議事機関という特性を持っていることを説明し、議員は市民に対し、議会情報の公開と十分な議員間討議を通して、その役割と機能を果たすために議会改革を進め、市民に信頼される議会運営に取り組むという決意を表明しています。

この条例は、たつの市議会の基本理念、基本方針等を定めたもので、最高規範とすることを述べています。

用語解説

※1 前文…法令や規約の条項の前に置かれている文章で、制定の趣旨や基本原則を述べている。

※2 地方分権一括法…《「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の通称》地方分権を推進するために、地方自治法など 475 件の法律について必要な改正を行うことを定めた法律。平成 12 年（2000 年）施行。

- ※3 二元代表制…地方自治体では、執行機関の長の首長と、議事機関の議会議員を、それぞれ住民が直接選挙で選び、首長、議会がそれぞれ住民に対して直接責任を負うという制度をとっており、これを二元代表制と言う。
- ※4 議員間討議…市政に関する重要な課題等について、議員間での討議を活発に行うことにより論点を明確にし、更に議論を深めることにより、意見を集約し政策提案を行うことなど、市政に民意を反映させることを目的として、議員間での討議を充実させること。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、たつの市議会（以下「議会」という。）の議会運営及び議員に係る基本理念、基本方針並びにその他の議会に関する基本的事項を定めることにより、たつの市民（以下「市民」という。）の負託に的確に応え、もって市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例は、議会運営及び議員に係る基本理念・基本方針や基本的事項を定め、市民の負託に応え、市政の発展に寄与することを目的に制定しています。

(議会の役割)

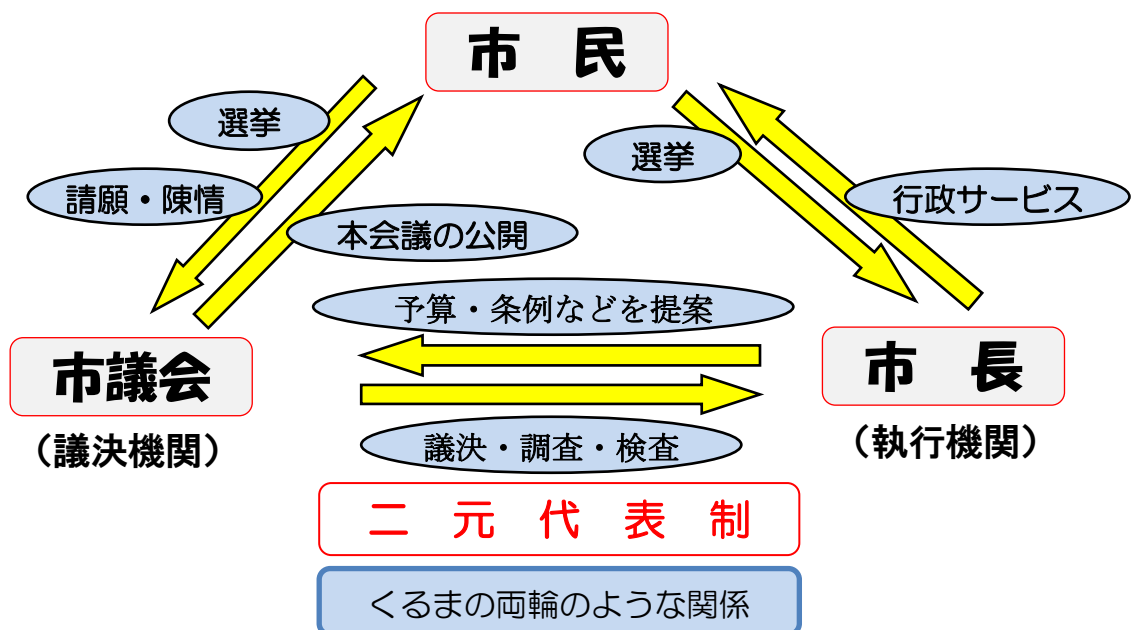
第2条 議会は、市民の代表者から構成される市の団体意思の決定機関である。

2 議会は、市の議事機関であり、条例の制定、予算の議決及び決算の認定並びに行政活動を監視する。

【解説】

議会は、市民代表の議員が構成する市の団体意思の決定機関として、その果たすべき役割は、条例の制定、予算の議決、決算の認定、行政活動の監視をすることを規定しています。

◆市議会の役割



第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- （1） 議会は市民を代表する議決機関であることから、常に公平性、公正性及び透明性を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。
- （2） 議決事件を十分認識し、市民に対して情報公開及び情報共有を行うとともに、議会の議決及び運営について、説明責任を果たすこと。
- （3） 市民の多様な意見を的確に把握し、市民参加を推進すること。
- （4） 議会は合議制の議決機関であることから、議員間の討議を活性化し、政策立案※¹及び政策提言※²を行うこと。

【解説】

議会は、議決に関して常に公正性、公平性、透明性を確保し、その審議の内容をいつでも市民に報告できるようにして、議決や議会運営について理解を求める姿勢を持つこと、市民のいろいろな意見を把握できるような機会を作りだして、そこで出された意見を個人の発言（一般質問）にとどめないで、議員間でよく話し合い、議会の意見（政策）としてまとめていくことが議会活動の原則であると規定しています。

用語解説

※1 政策立案・・・市政における課題の解決を図るため、政策を構想し、その実現のために必要なしくみに関する条例案を議会に提案すること。

※2 政策提言・・・市政における課題の解決を図るため、必要と思われる政策を、本会議の質問の場や委員会の場で市長等に対して提案すること。

（議員の活動原則）

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- （1） 市政の課題全般について、市民の意見等を的確に把握するとともに、自己の資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動すること。
- （2） 議会の構成員として、一部団体及び地域代表等にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- （3） 高い倫理観を持ち、議員活動を最優先させること。

【解説】

議員は、市民のいろいろな意見を的確に把握できるように、また真意がくみ取れるように、日頃から必要な知識を身につける努力をし、議員は全体の奉仕者であることを認識し、一部の団体や地域代表にとらわれた発言を慎むことに加え、高い倫理観を持ち議員活動を優先させることを規定しています。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。

3 会派は、議員の活動を支援するとともに、議会運営及び政策立案等に関し、調整に努める。

【解説】

議員は、政策を中心とした同一の理念を共有した議員で会派を構成することができ、議会運営や政策立案等の調整に努めることを規定しています。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、原則すべての会議を公開する。

2 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における公聴会制度^{※1}及び参考人制度^{※2}を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を討議に反映させるよう努める。

3 議会は、広報紙、インターネット等^{※3}の多様な広報手段を用いて、市民に対し積極的に情報を発信し、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努める。

【解説】

議会が行なう会議は、原則すべて公開とし、必要な時には公聴会制度や参考人制度を活用して市民の専門的、政策的な意見を反映する議論を行い、それらの情報を積極的に市民に知らせ、議会と市政に関心を持ってもらえるようにすることを規定しています。

用語解説

※1 公聴会制度…国または地方公共団体などの機関が、一般に影響するところの大きい重要な事項を決定する際に、利害関係者・学識経験者などから意見を聴く制度。

※2 参考人制度…参考人制度は、公聴会とほぼ同様であるが、開催について公示の必要がないこと、賛否のバランスを気にすることなく意見を聞きたい人を特定できること、議決案件以外についても開催できることなど、公聴会より簡便な手続きで開催できる。

※3 インターネット等…下記のQRコードまたはたつの市議会の「議会だより」でQRコードを読み取ることで議会のホームページにアクセスできる。



たつの市議会



(市民への説明責任)

第7条 議会は、議会運営、政策決定、政策立案及び政策提言等に関し、市民に対して説明する責務を有する。

2 議会は、説明責任を果たすとともに市政の課題に対応するため、議員及び市民が自由に情報・意見交換を行う市民意見交換会^{※1}を開催する。

3 前項の市民意見交換会に関し、必要な事項は、別に定める。

【解説】

議会は、その役割を果たすために行った行為すべてに市民への説明責任があり、議員は市政の課題について、市民から情報・意見を得るために市民との意見交換会を実施することを規定しています。

用語解説

※1 市民意見交換会・・・たつの市議会では、常任委員会の所管に係る関係団体との意見交換会を行っている。議員及び市民がお互いに意見交換を行うことを通して、市民に対し説明責任及び情報公開を果たし、市政や街づくりに対する率直な意見を直接把握することにより、議会として市政への政策提言等に反映させることを目的としている。

市民意見交換会を
申し込みしてね



第4章 議会と行政の関係

(緊張関係の保持)

第8条 議会審議における議員並びに市長、その他執行機関の長及びその補助職員（以下「市長等」という。）は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 議員の市長等に対する質疑及び質問は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式^{※1}で行う。
- (2) 本会議に出席した市長等は、議長の許可を得て、議員による提出議案及び質問に関し、趣旨の確認や逆質問等反問^{※2}することができる。

【解説】

議会審議においては、議員と市長及び職員は緊張関係を保持し、議員の質疑・質問は論点や争点を明確にするため一問一答方式で行い、理事者には質問の趣旨の確認などの逆質問ができるということを規定しています。

用語解説

※1 一問一答方式…本会議や委員会での質疑、質問等において、一つの質疑・質問に対して、一つの解答を出す形式で問答を繰り返す方式である。一問一答方式以外に一括方式があり、一括方式では質問等が複数のテーマにまたがる場合、論点が分かりにくくなるとの指摘があり、一問一答方式では、一つのテーマを掘り下げやすくなり、議論がかみ合い、傍聴者にも分かりやすくなるメリットがある。

※2 反問…質問者に対して問い返すこと。

(重要な政策等の説明及び審議)

第9条 議会は、市長等が提案及び説明する重要な政策等について、深く審議を行うため、市長等に対して、次に掲げる事項について明らかにするよう求める。

- (1) 政策立案に至った経緯
- (2) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (3) 市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画^{※1}との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたるコスト計算

【解説】

議会は、市長等が提案する重要な政策等について、6項目について明らかにしたうえで、説明を求めることができることを規定しています。

用語解説

※1 総合計画…地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画のことで、10年間の計画になっているが、具体的な実施計画は、3年ごとに見直しされている。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第10条 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定により、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい説明資料を作成するよう求めることができる。

【解説】

議員は、市民の代表として、予算を承認し決算を認定する議決をします。そのため、十分な審議ができるよう、市長に対して施策・事業別の説明資料の提出を求めることができることを規定しています。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件について、別に条例で定めるもののほか、次のとおり定める。

- (1) 市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。

- (2) 定住自立圏構想^{※1}に基づく定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止を求める旨を決定すること。

【解説】

議会が議決する事項は、地方自治法第96条第1項^{※2}で15項目規定されていますが、それ以外に第2項でたつの市が独自に議決事項を条例で定めることができると規定されています。

たつの市は、基本条例で定めることとし、2項目を追加しています。

用語解説

※1 定住自立圏構想・・・地方から東京など大都市圏への人口流出を抑制するため総務省が推進する施策。平成20年（2008年）に「定住自立圏構想推進要綱」を公表。人口5万人程度以上で昼間人口が多い（昼夜間人口比率が1以上）都市が「中心市」となり、生活・経済面で関わりの深い「周辺市町村」と協定を締結し、定住自立圏を形成。中心市が策定する定住自立圏共生ビジョンに沿って、地域全体で、医療・福祉・教育など生活機能の強化、交通・ICTインフラの整備や地域内外の住民の交流、人材育成など人口定住に必要な生活機能の確保に取り組む。

なお、たつの市は、西播磨1市2町と播磨科学公園都市圏域定住自立圏の締結をしている。

また、播磨圏域連携中枢都市圏は、姫路市を中心とした8市8町で締結している。（平成31年4月現在）

※2 地方自治法第96条第1項15号

1 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- ① 条例を設け又は改廃すること。
- ② 予算を定めること。
- ③ 決算を認定すること。
- ④ 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地

方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。

- ⑤ その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
 - ⑥ 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
 - ⑦ 不動産を信託すること。
 - ⑧ 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
 - ⑨ 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
 - ⑩ 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
 - ⑪ 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
 - ⑫ 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
 - ⑬ 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
 - ⑭ 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
 - ⑮ その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項。
- 2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第5章 議員間討議による合意形成

(議員間の自由討議※¹)

第12条 議会は、議員による言論の場であることを認識し、委員会において、議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審査し結論を出す場合、議員相互において十分な議論を尽くし、合意形成に努める。

【解説】

議会は、議員による言論の場であることを認識して、委員会において議案や市民提案に関して結論を出すには、議員相互で十分に議論を尽くしたうえで合意形成していくということを規定しています。

用語解説

※1 自由討議…市政全般に関し、議員が個人の意見を委員会等で自由に表明し討議する制度を言います。議員同士の活発な議論を促し、議会を活性化し、市民の問題に対する関心を高める役割を果たしている。

第6章 委員会

(委員会の運営)

- 第13条 委員会は、委員間の自由な討議を保証した運営を行うとともに、委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努める。
- 2 常任委員会は、所管事務において調査が必要と決定したときは、積極的に所管事務調査を実施する。
- 3 常任委員会は、所管事務調査の終了後は、議長に調査報告書を提出し、一般公開する。

【解説】

多くの議案が、常任委員会で審査されますので、委員会運営にあたっては議員間の自由な討議を保証し、審査に当たっては資料などを積極的に公開し、市民にわかりやすい議論をすることと、所管事務調査は積極的に行い、終了後は議長に報告書を提出して一般公開をするということを規定しています。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第14条 議会は、議員の審査、政策提言、政策立案等の能力の向上を図るため、議員研修の充実に努める。

【解説】

議員は、議会としての役割を十分に果たせるよう必要な研修をすることを規定しています。

(事務局の体制整備)

第15条 議会は、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務^{※1}機能の充実強化を図るよう努める。

【解説】

議会運営を円滑に進めるために、事務局職員は、議会の調査機能や法務^{※1}機能の充実化を図ることを規定しています。

用語解説

※1 法務…法・法令・法律や司法に関する事務、業務、あるいは職務のこと。

(議会図書室)

第16条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理運営する。

【解説】

議員の調査研究に必要な書籍を揃え、いつでも利用できるよう議会図書室の充実に努めることを規定しています。

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

（議員の政治倫理）

- 第17条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、自己の地位に基づく影響力を行使して市民の疑惑を招く行動をしてはならない。
- 2 議員は、市が行う許可、認可、請負、その他契約に関し、個人又は特定の企業及び団体のために有利な取り計らいをしてはならない。
- 3 議員は、市職員、臨時職員等の採用・異動等、行政の職務執行に不当に関与してはならない。

【解説】

議員は高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、良心と責任感を持って職務を遂行するとともに、自己の地位を利用して市民の疑惑を招くような行動はしないことを規定しています。

議員の立場は全体の奉仕者であることを認識し、市の行う許可、認可、請負、その他契約に関して、個人又は特定の企業及び団体のために有利な取り計らいをしないことを規定しています。

市職員の採用・移動等、行政の職務執行に不当に関与しないことを規定しています。

（議員定数）

- 第18条 議員定数は、たつの市議会議員定数条例（平成21年条例第15号）に定める。
- 2 議会は、議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題、将来予測及び展望を十分考慮するとともに、類似自治体の議員定数と比較検討する。
- 3 議会は、議員が提案する議員定数の改正に当たっては、公聴会制度及び参考人制度を活用し、明確な改正理由を付して提出する。

【解説】

議員の定数は「たつの市議会議員定数条例」で定めること、定数を改正するときは、市政の現状と課題、将来予測・展望を十分考慮すること、類似団体と比較すること。また、公聴会制度や参考人制度を活用して明確な改正理由を提出することを規定しています。

たつの市議会議員定数の推移

①平成17年10月 議員定数64人

⇒合併特例により64人としたが、次期選挙より28人とした。

②平成18年5月 議員定数28人

⇒委員会の答申により、議員発議で改正し、次期選挙より議員定数を24人とした。

③平成22年5月 議員定数24人

⇒全国はもとより市内外部団体からも定数削減の機運があり、全議員で意見をまとめ、次期選挙より議員定数を22人とした。

④平成26年5月 議員定数22人

⇒議会内で議員定数削減について議論し、全国や県内の人口割、面積割などを参考に平成30年執行の、次期選挙は22人とした。

⑤平成30年5月 議員定数22人

⇒議会内で議員定数削減について議論し、全国や県内の人口割、面積割などを参考に令和4年執行の次期選挙は20人とした。

⑥令和4年5月 議員定数20人

(議員報酬)

第19条 議員報酬は、たつの市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年条例第40号）に定める。

2 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本に定められなければならない。

3 議会は、議員が提案する議員報酬の改正^{※2}に当たっては、公聴会制度及び参考人制度を活用し、明確な改正理由を付して提出する。

【解説】

議員の報酬は「たつの市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」で定めること、報酬は市民の負託に応える議員活動の対価を基本に定めること、報酬を改正するときは、公聴会制度や参考人制度を活用して明確な改正理由を提出することを規定しています。

議員報酬の改正方法

1 議員報酬の改正方法は、

- ① 市民が、議員報酬に関する条例改正の直接請求をする場合
(地方自治法第74条第1項に基づき、有権者の1／50の連署が必要。)
- ② 市長が、特別職報酬等審議会の答申に基づいて改正議案を提出する場合
- ③ 議員又は議会の委員会が改正議案を提出する場合
の3つがある。

2 現在の議員報酬等

- ① 報酬月額 議 長 5 2 4 , 0 0 0 円
副議長 4 4 8 , 0 0 0 円
議 員 4 0 4 , 0 0 0 円
- ② 期末手当は、人事院勧告に準拠している。
- ③ 議員の費用弁償は、合併時から廃止した。

(政務活動費^{※1})

第20条 議員は、たつの市議会政務活動費交付条例（平成17年条例第5号）等の規定により交付を受けた政務活動費について、その適正な執行に努めるとともに、市民に対して使途の説明責任を負う。

【解説】

政務活動費は、地方自治法第100条^{※2}第14項の規定に基づき「たつの市議会政務活動費交付条例」で交付されること、交付を受けた政務活動費は適正に執行し、市民に対し説明責任を負うことを規定しています。

用語解説

※1 政務活動費…条例により、議員が調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として交付している。本市の交付

額は、月額一人40,000円（年額48万円）で取り扱いに関する要綱を定めて運用している。現在は、支出に応じた後払い方式をとっている。

※2 地方自治法第100条（抜粋）

第14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところによりその議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

第15項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第16項 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

第9章 最高規範と条例の見直し

(最高規範)

第21条 この条例は、議会の最高規範であり、議会及び議員は、誠実にこれを遵守しなければならない。

2 議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図る。

3 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに議員にこの条例の理念を周知させなければならない。

【解説】

この条例はたつの市議会の最高規範であるから、議会及び議員は誠実にこれを遵守すること。他の条例を制定または改廃するときは、この条例との整合を図ること、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の理念を議員に周知させることを規定しています。

(条例の見直し)

第22条 議会は、社会情勢の変化及び市民の意見等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の見直しを行う。

【解説】

今後、必要に応じて本条例を見直し、適切な措置を講ずる旨を規定しています。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成27年12月3日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。